

賛助会員規程

(目的)

第1条 公益社団法人長野県看護協会定款第5条第1項第3号に規定する賛助会員に関する規程を以下のとおり定める。

2 この規程に定めのない事項については、定款、定款施行細則、又はその他の規定に定めるところによる。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、本協会の目的並びに事業に賛同し、看護の資質向上等を援助する個人又は法人もしくは法人格のない団体（以下「団体」という。）とする。

(賛助会員の認定)

第3条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会の申込みを行い、会長が推薦し、次条に定める賛助会費を納めるとともに、理事会で承認を受けなければならない。

2 賛助会員となった者は、毎年度ごとに、次条に定める賛助会費を支払う。

(賛助会員の会費)

第4条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 個人 一口 1万円

(2) 団体 一口 3万円

2 賛助会員になろうとする個人又は団体は、一口以上の賛助会費を納めなければならない。

3 賛助会員になった者についても、前項を適用する。

4 納入済みの賛助会費の返還を請求することができない。

(賛助会員の権利等)

第5条 賛助会員は、本会が発行する機関紙その他の印刷物を無償で受け取ることができる。

2 当会定款第8条から第11条までは、これを適用しない。

3 賛助会員の特典等については、同条第1項に定める他、会長が別に定める。

(退会)

第6条 賛助会員は、所定の届を当会に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、賛助会員は理由のいかんを問わず、納入済みの賛助会費の返還を請求することはできない。

(賛助会員の除名)

第7条 本協会の賛助会員で、次の各号に該当するときは、会長がこれを除名することができる。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

(賛助会員の理事会報告)

第8条 会長は、退会並びに除名した賛助会員について理事会に報告する。

(賛助会員規程の変更)

第9条 この賛助会員規程を変更しようとするときは、理事会の決議による。

(賛助会員規程の補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この規定は、2022年10月1日より施行する。

この規程は、2023年6月1日から施行する